

(広報用原稿)

毒物劇物危害防止運動

毒物や劇物は、私たちの身近な場所で農薬や燃料などとして使用されています。取扱いを間違えると吸引や接触によって中毒になるなど、人体への影響が大きいため十分な注意が必要です。毒物や劇物を取り扱う際には次のことを守りましょう。

- ・ 正しい使用方法を確認しましょう。
- ・ 保管場所には、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」と表示しましょう。
(容器及び被包には、「医薬用外」の文字及び赤地に白色で「毒物」又は白地に赤色で「劇物」と表示していなければなりません。)
- ・ 飲食物の容器に移し替えてはいけません。
- ・ 専用の保管庫に入れ、毒物や劇物以外のものと一緒に保管しないようにしましょう。
- ・ 保管庫は、鍵付きの強固な材質（鉄製など）のものにしましょう。
- ・ 常に在庫を確認しましょう。
- ・ 万が一盗難にあい、又は紛失した場合は、すぐに警察に届け出ましょう。
- ・ 飛散、流出等させた場合で他の住民への危害が生ずると考えられる場合は、すぐに保健所、警察署又は消防機関に届け出ましょう。
- ・ 決められた方法で廃棄しましょう。